

「離島税制」で、 お得に設備投資!

税負担
軽減

法人税・固定資産税などの軽減のチャンス!

所得税・法人税の軽減 (国税)

対象業種の事業者が対象設備の取得、
建設等を行った場合、5年間、割増償却
(減価償却の特例) できます。

固定資産税などの軽減 (地方税)

広島県では、事業税、不動産取得税、
各市町でも固定資産税の税額等が優遇さ
れています。

幅広い
対象

対象
業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 (注1,2)

取得、建設、改修などに適用

対象
設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物 (注3)



中小
企業応援

最小で500万円の設備投資から利用可能

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず最小で500万円の設備投資から利用可能。

優遇期間は最長5年間

国税の優遇 (割増償却) は5年間。地方税も広島県では事業税が3年間、不動産取得税が取得時に優遇、各市町でも固定資産税の優遇措置等あり。



■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。詳細はお近くの税務署または市役所／町役場担当課にお問い合わせください。

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下 (又は一定規模※2の個人事業主)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設	
取得 価額 ※1	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額。

※2 常時使用する従業員の数が1,000人以下。

■ 地方税優遇措置の対象設備、特例内容等の要件

各地域で適用される優遇措置の具体的な要件などは広島県各県税事務所各担当課・市役所／町役場担当課にお問い合わせください。

県税(事業税/不動産取得税)の特例措置			市税(固定資産税)の特例措置例※3	
税区分	事業税(注4)	不動産取得税	対象	家屋、当該家屋の敷地である土地等の新設または増設
対象	国税の特別償却の適用を受ける設備を新設または増設	特別償却設備である家屋の新設または増設及びその敷地である土地の取得	特例内容	3年間税額を優遇
特例内容	税額を優遇		特例期限	令和5年3月31日まで(条例の適用期限)
特例期限	令和5年3月31日まで(条例の適用期限)			

※3 市税の特例措置は、市町によって異なります。詳細は市役所／町役場担当課にお問い合わせください。

詳しい制度の内容がわかる動画を公開中！！

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=F6VQAc211Mc>



離島税制に関するお問い合わせ先

国税優遇措置

お近くの税務署

県税優遇措置 (事業税/不動産取得税)

広島県各県税事務所
各担当課

市税優遇措置 (固定資産税)

各市役所・町役場
税務担当課

離島振興対策全体

各市役所・町役場
離島振興担当課

(注1) 国税優遇措置については、離島振興法に基づく「産業の振興に関する計画」を策定している市町村内において、当該計画の対象業種の事業者が行った設備投資に適用。地方税優遇措置については、当該計画が策定されている市町村内における設備投資であって条例で優遇措置の適用がある旨規定されている場合などに適用。

(注2) 「農林水産物等販売業」：離島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業(例：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業等)。「情報サービス業等」：情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業等

(注3) 地方税優遇措置については、各地域ごとに税制の適用対象業種・設備が定められています。詳しくは各市役所／町役場担当課にお問い合わせください。

(注4) 特別償却設備の新設・増設がない場合でも、個人で行う畜産業、水産業及び新炭炭製造業については、対象となる場合があります。詳しくは広島県各県税事務所へお問い合わせください。